

10 避難収容関係

資料38 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

1 指定緊急避難場所

(1) 大町地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	溢、事、大 火山現象 内水氾 規模な火	
相生町	相生町公民館	大町 1272-7	×	○	○	○	100
旭町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	旭町公民館	大町 2896-13	×	○	×	○	40
五日町	五日町コミュニティーセンター	大町 3244-7	×	○	○	○	80
大新田町	仁科台中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
大原町	大原町公民館	大町 6046-8	○	○	○	○	110
大原2号団地	大原2号団地公民館	大町 5663-2	○	○	×	○	30
神栄町	神栄町公民館	大町 2667-29	×	○	○	○	110
上仲町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
北原町	北原町公民館	大町 5167-1	○	○	○	○	150
北山田町	大北福社会館	大町 1058-33	△	○	×	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
光明町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	大町東小学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
九日町	弾誓寺境内	大町 4188-11	○	○	○	○	230
	信州物産駐車場	大町 2448-1	○	○	○	○	140
	セブンイレブン大町九日町店駐車場	大町 4204-1	×	○	○	○	190
	大町商工会議所駐車場	大町 2511-3	×	○	○	○	160
	九日町ポケットパーク	大町 2459-1	×	○	○	○	100
幸町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
栄町	くるみ保育園	大町 5560-25	○	○	○	○	490
	栄町(大原団地)集会所	大町 5560-2	○	○	○	○	100
桜田町	仁科台中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
下仲町	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	市営下仲町駐車場	大町 2542-1	×	○	○	○	360
白塩町	大町合同庁舎駐車場	大町 1058-7	×	○	○	○	830
	大町文化公園	大町 1800-3	×	○	○	○	1,660
下白塩町	大北福社会館	大町 1058-33	△	○	×	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
昭電社宅	昭和電工体育館	大町 6842-1	○	○	×	○	330
大黒町	旧大町北高校グラウンド	大町 4330	○	○	○	○	3,330
	大黒町ポケットパーク	大町 2222-4	○	○	○	○	120
高根町	高根町公民館	大町 7171-1	○	○	○	○	120
	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
	仁科台中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
高見町	高見町公民館	大町 3134-15	○	○	○	○	70
	大町病院職員駐車場	大町 3142-1	○	○	○	○	260

	(高見公民館東側)						
俵町	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	俵町公民館	大町 1547-3	×	○	○	○	70
十日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
	ギャラリー・いいずら	大町 3300-1	△	○	○	○	120
中原町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
和町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
仁科町	大町駅前広場公園	大町 3190-22	×	○	○	○	200
	仁科町公民館	大町 3162	×	○	○	○	90
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
	仁科台中学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
西若宮町 ・若宮町	仁科台中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
東町	総合福祉センター	大町 1129	△	○	○	○	30
東中原町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
東若宮町	J A大北本所駐車場	大町 3431	○	○	○	○	1,160
	東若宮警察官舎駐車場	大町 3402-5	○	○	○	○	160
日の出町	仁科台中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
不二塚町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
堀六日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
三日町	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	○	○	○	○	200
南原町	南原町公民館	大町 3392-5	○	○	○	○	160
宮田町	大町第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
名店街	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
山田町	大北福社会館	大町 1058-33	△	○	×	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	大町文化公園	大町 1800-3	×	○	○	○	1,660
八日町	八日町公民館	大町 2657-12	×	○	○	○	120
	ギャラリー・いいずら	大町 3300-1	△	○	○	○	120
若原町	若原町公民館	大町 5707-15	○	○	○	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
六九町	六九町コミュニティセンター前 広場	大町 4186-4	○	○	○	○	40
	大町西小学校グラウンド	大町 4773-3	○	○	○	○	2,160

(2) 平地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	濫、事、大規模な火 火山現象 内水氾	
青木	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
秋葉林	秋葉林公民館	平 573-2	○	○	○	○	70
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
稲尾	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540

海の口	海の口公民館	平 13192-1	○	×	×	○	130
	西海の口多目的集会施設	平 15385	○	○	○	○	60
上原	上原公民館	平 1955-118	○	○	○	○	70
	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
エビスマ原海頭	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
温泉郷	大町温泉郷森林劇場	平 2883	×	○	○	○	1,660
加蔵	加蔵公民館	平 22504-4	○	×	○	○	40
	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
鹿島	鹿島生活改善センター	平 8359	○	○	○	○	40
借馬	借馬公民館前広場	平 6127-2	○	○	○	○	220
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
借馬団地	借馬団地公民館	平 7525	○	○	×	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
木崎	木崎基幹センター	平 8949-1	○	○	×	○	60
	平公民館・女性未来館 ピュア	市平 10352-1	△	○	○	○	540
源汲	源汲生活改善センター	平 3695	×	○	○	○	100
塩の原	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
白樺	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
新郷	新郷公民館	平 8040-62	○	○	○	○	60
	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
高瀬分譲地	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
高瀬入	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
外堀	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540
中花見	中花見生活改善センター	平 2656-65	○	○	×	○	40
	二ツ屋生活改善センター	平 2595-14	○	○	○	○	80
	アルプスウオーター	平 2651-5	○	○	○	○	1,160
中綱	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
仁科郷	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
西原	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
野口	野口公民館	平 430-4	×	○	×	○	150
日向山	日向山総合事務所駐車場	平 2010-17	○	○	○	○	660
二ツ屋	二ツ屋生活改善センター	平 2595-44	○	○	○	○	80
	愛知学院 大町セミナー ハウス	平 2598-4	○	×	○	○	470
	愛知学院 大町セミナー ハウス テニスコート	平 2595-37	○	○	○	○	750

森	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
築場	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
やなば第一	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
	平運動場	平 9370-1	○	○	○	○	3,330
山崎	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540

(3) 常盤地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	現象 内水氾濫、火山 大規模な火事、	
泉	泉公民館	常盤 5210-1	○	○	○	○	200
上一	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
上一住宅	上一住宅集会所	常盤 5874-2	○	○	×	○	60
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
清水	清水公民館	常盤 651-2	○	○	○	○	170
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
下一	下一公民館	常盤 3587-2	○	○	○	○	160
	常盤公民館	常盤 3601-18	○	○	○	○	440
須沼	須沼公民館	常盤 9595	○	○	○	○	150
西山	西山公民館	常盤 176-3	○	○	○	○	180
	小西山農業生活改善センター	常盤 121-1	○	○	○	○	40
	原村生活改善センター	常盤 168-3	○	○	○	○	50
	小谷集会所	常盤 1921-2	○	○	×	○	20
	西春午子集会所	常盤 2224	○	○	×	○	30
	沓掛公会堂	常盤 3828-32	○	○	×	○	40
西山住宅	西山住宅公民館	常盤 2115-32	○	○	○	○	60
松原団地	松原団地集会所	常盤 5801-111	○	○	○	○	50
南住宅	あすなろ保育園	常盤 3601-18	○	○	×	○	450
	南住宅コミュニティセンター	常盤 2380-1	○	○	○	○	30

(4) 社地区

区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	現象 内水氾濫、火山 大規模な火事、	
閏田	閏田公民館	社 3426-3	○	×	×	○	90
	社公民館	社 3945-2	○	×	○	○	320
曾根原	曾根原農業改善センター	社 2866-5	○	○	○	○	100
館之内	館の内公民館	社 5672-2	○	○	○	○	150
松崎	松崎薬師寺駐車場	社 6359-1	○	×	○	○	160
	松崎ごみ置き場南側広	社 6429-2	×	×	○	○	10

	場						
	松崎馬頭観音前広場	社 6236-15	○	×	○	○	10
	大町東小学校グラウンド	社 6700	○	○	○	○	3,330
	松崎小運動場	社 6761-1	○	○	○	○	530
宮本	宮本公民館	社 1140-1	○	○	○	○	190
	山の寺生活改善センター	社 231-1	○	○	○	○	40
	原集会所	社 1076-1	○	○	○	○	20
社団地	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
山下	山下集落センター	社 4953-2	○	×	○	○	330

(5) 八坂地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	内水氾濫、火山現象 大規模な火事	
石原	石原基幹センター	八坂菖蒲 8607	○	×	×	○	70
	横瀬農家生活改善センター	八坂 2448-1	○	×	○	○	30
	満仲農家生活改善センター	八坂 3907-1	○	×	○	○	30
大平	相川基幹センター	八坂 227	○	○	○	○	40
	明野集会場	八坂 808-46	○	○	○	○	50
	大平生活改善センター	八坂 1008-4	○	×	×	○	100
	八坂情報コミュニティセンターアキツ	八坂 1133-1	○	○	○	○	270
切久保	切久保公民館	八坂 8446	○	×	×	○	70
	八坂切久保運動場	八坂 8408	○	×	○	○	2,660
	育てる会 八坂美麻学園 やまなみ山荘	八坂 8594	○	○	○	○	300
中央	一の瀬基幹センター	八坂 11048	○	×	×	○	40
	中央基幹センター	八坂 11660	○	×	×	○	50
	小菅集会所	八坂 13111	×	×	○	○	50
野平	野平北集会所	八坂 15067-2	○	○	○	○	30
	地志原集会所	八坂 14998-12	○	×	○	○	30
	八坂ゲートボール場 (レクリエーションハウス)	八坂 14850-69	○	○	○	○	190
	野平活性化施設	八坂 25329	○	×	○	○	70
	八坂山村広場	八坂 14850-118	○	○	○	○	1,260
舟場	舟場集会所	八坂 15882-イ	○	○	○	○	30
	舟場基幹センター	八坂 16003	○	○	×	○	70
	上籠集会所	八坂 15732-1	○	×	○	○	40
	栃沢集会所	八坂 17821	○	×	○	○	60

(6) 美麻地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
-----	----------	-----	-------	--	--	--	------

			洪水	土砂災害	地震	現象 内水氾濫、火山	大規模な火事、	
大塩	美麻大塩ゲートボール場	美麻 3366	○	○	○	○		360
	おおしお市民農園管理棟	美麻 1932	○	○	○	○		120
	南村集会所	美麻 496	○	○	×	○		20
	大塩高齢者センター	美麻 3366	○	×	○	○		30
	中村集会所	美麻 899-1	○	○	○	○		20
	大塩公民館	美麻 2904-3	○	×	×	○		50
	北村集会所	美麻 2642-2	○	×	×	○		30
二重	宮村集会所	美麻 8061-2	○	○	×	○		20
	向集会所	美麻 8450-1	○	○	○	○		30
	二重公民館	美麻 9035-1	○	○	×	○		80
	美麻トレーニングセンター	美麻 11690-1	○	×	×	○		380
	美麻二重ゲートボール場（屋内）	美麻 8410	○	○	○	○		470
新行	新行高齢者センター	美麻 14003-2	○	○	○	○		50
	新行公民館	美麻 14611	○	×	×	○		60
青具	藤集会所	美麻 12747	○	×	×	○		30
	池の平集会所	美麻 15774-1	○	×	×	○		30
	ぼかぼかランド美遊	美麻 16981	○	×	○	○		260
	片岡集会所	美麻 24641	○	×	×	○		20
	一宇田集会所	美麻 17286-1	×	○	○	○		50
	米山集会所	美麻 19230	○	×	×	○		30
	日向集会所	美麻 19494	○	○	○	○		40
	塩の川集会所	美麻 20052	○	○	○	○		30
	川手集会所	美麻 20960-1	○	×	×	○		50
	ふれあいセンター	美麻 16956-1	○	○	○	○		110
千見	青具公民館	美麻 16950	○	×	×	○		80
	千見神明宮社務所	美麻 25787-1	○	×	×	○		100
	千見高齢者センター	美麻 28751-1	○	×	○	○		60
	中の崎集会所	美麻 29742-18	○	×	×	○		60

災害の種別は、指定するものは「○」、指定できないものは「×」としています。

- ①洪水：原則として大町市ハザードマップを基準として、浸水想定区域外（安全区域）にある場所を指定します。ただし、安全区域外でも、洪水等の場合は安全な構造で浸水想定以上の階を有し、避難が可能である場合等は、指定（「△」と記載）しています。
- ②土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）：原則として土砂災害警戒区域外（安全区域）にある場所を指定します。土砂災害警戒区域は県で指定しています。
- ③地震：建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日に導入）に適合する場所を指定しています。建築年数、耐震診断等の結果に基づき指定しています。

2 指定避難所

NO	指定避難所	所在地	収容人数	指定緊急避難場
----	-------	-----	------	---------

				所との重複
1	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	1,850	○
2	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	150	○
3	サン・アルプス大町	大町 1601-2	210	
4	大町第一中学校	大町 4528	2,430	○
5	くるみ保育園	大町 5560-25	370	○
6	仁科台中学校	大町 3759	2,530	○
7	大町北小学校	大町 5806-8	2,000	○
8	大町西小学校	大町 4773-3	2,300	○
9	はなのき保育園	大町 3504-9	490	○
10	大北福祉会館	大町 1058-33	350	○
11	大町公民館分室	大町 1058-13	310	○
12	長野県大町岳陽高等学校	大町 3691-2	570	
13	ラーバン中綱	平 19862-1	250	○
14	B & G海洋センター 体育館	平 10352-2	400	○
15	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	510	○
16	平公民館・女性未来館ピュア	平 10352-1	410	○
17	しらかば保育園	平 9365-3	170	○
18	コミュニティセンター（上原の湯）	平 1955-446	150	○
19	大町南小学校	常盤 3543-1	1,840	○
20	常盤公民館	常盤 3601-18	330	○
21	あすなる保育園	常盤 3601-18	340	○
22	ふれあいプラザ	常盤 3546-33	180	
23	大町東小学校	社 6700	1,830	○
24	どんぐり保育園	社 4682-26	190	
25	八坂小学校	八坂 1090	1,100	
26	八坂中学校	八坂 11648	850	
27	八坂ゲートボール場（レクリエーションハウス）	八坂 14850-69	140	○
28	ふれあいセンターさざなみ	八坂 15719	580	
29	美麻小中学校	美麻 27503	1,270	○
30	ぽかぽかランド美遊	美麻 16981	200	○
31	ふれあいセンター	美麻 16956-1	80	○

3 福祉避難所

NO	指定避難所	所在地
1	総合福祉センター	大町市大町 1129
2	美麻総合福祉センター	大町市美麻 11810
3	総合福祉センターみさか	大町市八坂 1128
4	特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平 1955-971
5	特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤 6850-24
6	ケアハウス銀松苑	大町市常盤 6850-24
7	養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町 8035

資料 3 9 災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(大町市建設業組合)

大町市地域防災計画に基づき、大町市長 牛越 徹（以下「甲」という。）と大町市建設業組合組合長 一本木 忠道（以下「乙」という。）との間において、大町市内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務（以下「協力業務」という。）について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第 1 条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 障害物の除去
- (3) 施設被害の応急対策工事
- (4) 応急仮設住宅の建設
- (5) 全各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続)

第 2 条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。

この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第 3 条 乙は、前条の要請があった場合、速やかに乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）の斡旋等可能な限りの協力を甲に対しするものとする。

(住宅の構造及び規模)

第 4 条 1 戸当たりの基準面積は、29.7 平方メートル（9 坪）とし、1 戸当たりの平均価格は、災害救助法施行規則（昭和 34 年長野県規則第 3 号）に規定する額以内とする。

(費用の負担)

第 5 条 甲の要請により、乙及び丙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第 6 条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙及び丙が協議して定める。

(労災補償)

第 7 条 協力業務により乙及び丙の所属従業員が負傷し、若しくはり患し、又は死亡した場合は、乙及び丙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成 15 年 3 月 17 日から試行する。

(災害時における復旧協力に関する協定の廃止)

2 災害時における復旧協力に関する協定（平成 9 年 8 月 22 日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 18 年 9 月 25 日

甲 大町市長 牛越 徹

乙 大町市建設業組合
組合長 一本木 忠道

資料40—1 災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

(社会福祉法人 周厚会)

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 周厚会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

(開設予定施設)

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平1955番地971	

(開設期間)

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市平1955番地971
社会福祉法人 周厚会
理事長 長澤 勝弘

資料40—2 災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

(社会福祉法人 れんげ福祉会)

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 れんげ福祉会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

(開設予定施設)

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤6850番地24	
ケアハウス銀松苑	大町市常盤6850番地24	

(開設期間)

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市常盤6850番地24
社会福祉法人 れんげ福祉会
理事長 藤巻 秀卓

資料40-3 災害時における福祉避難所開設等に関する協定書

(北アルプス広域連合)

大町市(以下「甲」という。)と、北アルプス広域連合(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者等」という。)を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

(開設予定施設)

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町8035番地	

(開設期間)

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

(物資の支給、要配慮者等への支援)

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

(費用の負担)

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市副市長 吉澤 義雄

乙 長野県大町市大町1058番地33
北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹

資料 4 1 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

(大町市旅館業組合)

大町市(以下「甲」という。)と大町市旅館業組合(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が運営する宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を被災者の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときには、乙に対し乙の組合員が運営する宿泊施設等の提供を要請する。

(施設の提供)

第2条 乙は、甲から提供要請があったときは、宿泊者並び、その他の者の利用を害しない範囲において施設を提供する。

(提供されるサービス)

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。ただし、状況に応じ必要な場合には、甲乙協議のうえ変更することができる。

(要請の方法等)

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を提出する。

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設の受入対象期間は、災害規模や被災状況に応じ、甲乙協議のうえ期間を決定する。

(経費の負担)

第6条 乙が提供した施設等の費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(取消料等損害賠償)

第7条 乙は、要請後取消があった場合でも、甲に対し取消料等損害賠償を請求しないものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3177番地
大町市旅館業組合
組合長 内田 幹二